

後期高齢者医療制度 『保険料』 が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計をもとに、2年ごとに見直しされます。平成28・29年度の保険料率は、次のとおり改正となりました。後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆平成28・29年度の保険料率

	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,347円
所得割率	8.30%	8.10%
限度額	570,000円	570,000円

【一人あたりの保険料】

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額で算出します。

「均等割額」 40,907円	+	「所得割額」 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 所得割率8.30%	=	「保険料額(年額)」 (限度額57万円)
-------------------	---	---	---	-------------------------

◆保険料の軽減

所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。

・【均等割額の軽減】

※下線部分は改正したもの

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合	9割軽減	<u>4,090円</u> ／年
	上記以外の方	8.5割軽減	<u>6,136円</u> ／年
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	<u>20,453円</u> ／年
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	<u>32,725円</u> ／年

・【所得割額の軽減】

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除（33万円）を引いた額が58万円以下（年金収入で211万円以下）の方は、「所得割額」が5割軽減されます。

・【被扶養者の軽減】

後期高齢者医療制度加入直前まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、「均等割額」が9割軽減され、「所得割額」はかかりません。

◆保険料の納付方法

保険料の納め方は、年金の受給額によって、年金からの天引き（特別徴収）と納付書等による納付（普通徴収）の2通りに分かれます。

公的年金など（介護保険料の徴収対象となっている年金）の支給額が年額18万円以上の方は、原則として2か月ごとに支払われる年金から2か月分に相当する保険料が天引きされます。

保険料額は、6月下旬に決定し、普通徴収（納付書又は口座振替）の方は7月に、特別徴収（年金から天引き）の方は9月に決定通知をお送りします。

▼問い合わせ先 市民課 国保年金係
長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320